

令和 7 年かすみがうら市議会第 1 回臨時会
市長提出議案集

令和 7 年 2 月 7 日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 1 号	専決処分事項の報告について 〈中央庁舎整備工事請負契約の変更〉	1～2
2.	報告第 2 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	3～5
3.	報告第 3 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	6～7
4.	報告第 4 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	8～9
5.	報告第 5 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	10～11
6.	報告第 6 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	12～13
7.	議案第 1 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特 例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14～15
8.	議案第 2 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅 費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16～17
9.	議案第 3 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	18～57
10.	議案第 4 号	かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	58～64

11. 議案第 5 号	かすみがうら市かすみがうらウェルネスプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		65～66
12. 議案第 6 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 9 号）		67～86
13. 議案第 7 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）		87～94
14. 議案第 8 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）		95～102
15. 議案第 9 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 3 号）		103～107
16. 議案第 10 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）		108～113

（参考資料）

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表		114～129
・ かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表		（114～115）
かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧 対照表（第 1 条関係）		（114）
かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧 対照表（第 2 条関係）		（115）
・ かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表		（115～116）
かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧 対照表（第 1 条関係）		（115～116）

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧 対照表(第 2 条関係)	 (116)
・ かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表	 (117～126)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 1 条関係)	 (117～118)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)	 (118～126)
・ かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新 旧対照表	 (126～129)
かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照 表(第 1 条関係)	 (126～127)
かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照 表(第 2 条関係)	 (127～129)
・ かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する 条例 新旧対照表	 (129)

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

中央庁舎整備工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 15 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

中央庁舎整備工事請負契約の変更について

中央庁舎整備工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- | | | | |
|---|----------|--|----|
| 1 | 工 事 名 | 中央庁舎整備工事 | |
| 2 | 工 事 場 所 | かすみがうら市 下稲吉 地内 | |
| 3 | 変更前の契約金額 | 298,760,000 円 | |
| 4 | 今回変更契約額 | 4,565,000 円 | 増額 |
| 5 | 変更後の契約金額 | 303,325,000 円 | |
| 6 | 契約の相手方 | 茨城県筑西市藤ヶ谷 2075 番地
株式会社 田中工務店
代表取締役 田中 邦明 | |

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

除草作業中の事故による損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月6日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

除草作業中の事故による損害賠償額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和6年11月12日（火）
午前10時20分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市宍倉1664番10
- 3 相 手 方 （住所）
（氏名）
- 4 事 故 の 概 要 旧宍倉農村公園敷地内で本市職員が除草作業を行っていた際、自走式草刈機の刃によって跳ねた石が、敷地向かい側にある相手方の自宅窓ガラスに当たり、当該窓ガラスを破損した。
- 5 示談の内容
（1）過失割合 かすみがうら市 100%
相手方 0%

(2) 損害賠償額 かすみがうら市 22,000円

相手方 0円

(3) 本件示談のほか、かすみがうら市と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

木の枝の落下事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年１２月２３日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

木の枝の落下事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- １ 事故発生日時 令和６年８月１１日（日）午後１時０５分頃
- ２ 事故発生場所 かすみがうら市新治１８１３－２
(かすみがうら市わかぐり運動公園)
- ３ 相 手 方 (住所) XXXXXXXXXX
(氏名) XXXXXXXXXX
- ４ 事 故 の 概 要 上記場所にて駐車していた相手方所有の自家用車に、
木の枝が落下して、車体の一部を傷つけた。
- ５ 損害賠償額と和解の内容
 - (１) 過失割合 かすみがうら市 １００％
相手方 ０％
 - (２) 損害賠償額 かすみがうら市 ２００，９６５円
相手方 ０円
 - (３) 本件示談のほか、かすみがうら市と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

木の枝の落下事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月23日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

木の枝の落下事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和6年8月11日（日）午後1時05分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市新治1813-2
(かすみがうら市わかぐり運動公園)
- 3 相 手 方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事 故 の 概 要 上記場所にて駐車していた相手方所有の自家用車に、
木の枝が落下して、車体の一部を傷つけた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 100%
相手方 0%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 215,556円
相手方 0円
 - (3) 本件示談のほか、かすみがうら市と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第5号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年１月１６日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- １ 事故発生日 令和６年１１月１９日（火）
- ２ 事故発生場所 かすみがうら市下稲吉９３８番１地先
- ３ 相 手 方 （住所） XXXXXXXXXX
（氏名） XXXXXXXXXX
- ４ 事故の概要 市が管理する市道８－０７１６号線、下稲吉９３８番１地先において歩道を自転車で通行中、折れたラバーボールの根本に衝突し倒れて左足の付け根を捻挫した。その際、自転車のギアを破損した。
- ５ 損害賠償額と和解の内容
 - （１）過失割合 かすみがうら市 ５０％
相手方 ５０％
 - （２）損害賠償額 かすみがうら市 ４，８２３円
相手方 ４，８２２円
 - （３）市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第 6 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年１月１６日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- １ 事故発生日 令和６年１２月８日（日）
- ２ 事故発生場所 かすみがうら市横堀３４７番１地先
- ３ 相手方 （住所）
（氏名）
- ４ 事故の概要 市が管理する市道６－００１０号線、横堀３４７番１地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。
- ５ 損害賠償額と和解の内容
 - （１）過失割合 かすみがうら市 ５０％
相手方 ５０％
 - （２）損害賠償額 かすみがうら市 ３１，１９３円
相手方 ３１，１９２円
 - （３）市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

議案第1号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
(平成29年かすみがうら市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000円」を「392,000円」に、
「427,000円」を「440,000円」に、「477,000円」を
「492,000円」に、「539,000円」を「555,000円」に、
「615,000円」を「634,000円」に、「718,000円」を
「740,000円」に、「839,000円」を「864,000円」に
改める。

第8条第2項中「「100分の170」と」の次に「、「100分の12
7.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第2条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「から第12条の3まで及び第21条」を「、第10条、第12条の2及び第12条の3」に改め、同条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の95」に、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「同条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第2号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
(平成17年かすみがうら市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分
の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「10
0分の170」を「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支
給する場合には100分の175」に改める。

第2条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を次のように改正する。

第4条中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給
する場合には100分の127.5」を「100分の125」に、「、6月に

支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第3号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市
条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第20条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には
100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に
改め、同条第3項中「「100分の68.75」と」の次に「、「100分の
127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加える。

第21条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場
合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.
5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場
合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.2
5」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500

職 員	17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700	408, 300
	18	209, 000	253, 200	278, 700	310, 700	336, 700	363, 500	410, 200
	19	210, 600	254, 300	280, 000	312, 300	338, 400	365, 000	412, 100
	20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600	413, 900
	21	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368, 000	415, 700
	22	215, 200	257, 400	283, 800	317, 000	343, 100	369, 600	417, 500
	23	216, 800	258, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200	419, 300
	24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100
	25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600	422, 700
	26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200
	27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700
	28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200
	29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700
	30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000
	31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300
	32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500
	33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700
	34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000
	35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300
	36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500
	37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700
	38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500
	39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300
	40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100
	41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700

	42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300
	43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900
	44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500
	45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200
	46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000
	47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400
	48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100
	49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
	50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
	51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
	52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
	53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
	54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
	55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
	56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
	57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
	58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
	59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
	60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
	61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
	62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
	63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
	64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
	65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
	66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	

67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	

	92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000		
	93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200		
	94		299, 400	347, 400				
	95		299, 700	347, 800				
	96		300, 100	348, 200				
	97		300, 300	348, 400				
	98		300, 600	348, 800				
	99		301, 000	349, 200				
	100		301, 400	349, 500				
	101		301, 600	349, 800				
	102		301, 900	350, 200				
	103		302, 200	350, 600				
	104		302, 500	351, 000				
	105		302, 700	351, 500				
	106		303, 000	351, 900				
	107		303, 300	352, 300				
	108		303, 600	352, 700				
	109		303, 800	353, 200				
	110		304, 200	353, 600				
	111		304, 600	353, 900				
	112		304, 900	354, 200				
	113		305, 100	354, 700				
	114		305, 300					
	115		305, 600					
	116		306, 000					

	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3（第5条関係）

消防職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900

	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700

	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700
	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900
	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400
	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800
	51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200
	52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500
	53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800
	54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100
	55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400
	56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700
	57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900
	58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200
	59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500
	60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800
	61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100
	62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400
	63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700
	64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000
	65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200
	66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500
	67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800
	68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100
	69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300

	70	293, 100	306, 400	324, 200	367, 100	411, 400	424, 900	442, 600
	71	293, 600	307, 300	325, 400	368, 400	411, 900	425, 200	442, 900
	72	294, 100	308, 200	326, 600	369, 800	412, 400	425, 500	443, 100
	73	294, 600	309, 000	327, 300	370, 900	412, 900	425, 800	443, 300
	74	295, 200	309, 900	328, 600	372, 100	413, 300	426, 100	443, 600
	75	295, 800	310, 800	329, 900	373, 300	413, 800	426, 400	443, 900
	76	296, 300	311, 600	331, 200	374, 500	414, 300	426, 600	444, 200
	77	296, 800	312, 300	332, 500	375, 800	414, 800	426, 800	444, 400
	78	297, 400	313, 200	333, 900	377, 000	415, 300	427, 100	444, 700
	79	298, 000	314, 100	335, 300	378, 200	415, 900	427, 400	445, 000
	80	298, 600	315, 100	336, 700	379, 300	416, 400	427, 600	445, 300
	81	299, 200	316, 000	338, 000	380, 400	416, 800	427, 800	445, 500
	82	299, 900	317, 100	339, 600	381, 600	417, 400	428, 100	445, 800
	83	300, 600	318, 100	341, 100	382, 700	417, 900	428, 400	446, 100
	84	301, 200	319, 100	342, 600	383, 900	418, 100	428, 600	446, 400
	85	301, 800	320, 000	344, 000	385, 000	418, 400	428, 800	446, 600
	86	302, 500	321, 000	345, 500	385, 600	418, 900	429, 100	
	87	303, 200	322, 000	347, 000	386, 100	419, 200	429, 400	
	88	303, 900	323, 000	348, 400	386, 600	419, 500	429, 600	
	89	304, 600	324, 000	349, 700	387, 200	419, 800	429, 800	
	90	305, 400	325, 300	350, 900	387, 800	420, 200	430, 100	
	91	306, 200	326, 500	352, 100	388, 400	420, 600	430, 400	
	92	306, 900	327, 700	353, 400	389, 000	421, 000	430, 600	
	93	307, 400	328, 900	354, 700	389, 300	421, 300	430, 800	
	94	308, 300	330, 200	356, 200	389, 800			

	95	309, 200	331, 400	357, 700	390, 300		
	96	310, 000	332, 600	359, 100	390, 800		
	97	310, 800	333, 800	360, 400	391, 200		
	98	311, 800	335, 100	361, 600	391, 600		
	99	312, 700	336, 300	362, 700	392, 100		
	100	313, 600	337, 500	363, 900	392, 600		
	101	314, 500	338, 900	365, 000	393, 000		
	102	315, 500	339, 800	366, 100	393, 500		
	103	316, 500	340, 800	367, 200	394, 000		
	104	317, 400	341, 900	368, 300	394, 500		
	105	318, 200	343, 000	369, 500	394, 800		
	106	318, 800	344, 100	370, 000	395, 200		
	107	319, 400	345, 100	370, 600	395, 700		
	108	320, 000	346, 100	371, 200	396, 000		
	109	320, 500	347, 300	371, 800	396, 300		
	110	321, 000	348, 300	372, 300	396, 800		
	111	321, 400	349, 300	372, 700	397, 300		
	112	321, 900	350, 200	373, 200	397, 800		
	113	322, 700	351, 100	373, 600	398, 100		
	114	323, 400	352, 000	374, 000	398, 600		
	115	324, 100	353, 000	374, 500	399, 100		
	116	324, 700	354, 000	375, 000	399, 600		
	117	325, 300	355, 000	375, 400	399, 900		
	118	326, 000	355, 400	375, 900	400, 400		
	119	326, 700	356, 000	376, 500	400, 900		

	120	327, 500	356, 600	377, 000	401, 400			
	121	328, 100	356, 900	377, 200	401, 800			
	122	328, 400	357, 300	377, 700	402, 300			
	123	328, 900	357, 700	378, 200	402, 700			
	124	329, 400	358, 100	378, 600	403, 200			
	125	329, 700	358, 500	379, 100	403, 600			
	126		358, 900	379, 600				
	127		359, 300	380, 100				
	128		359, 700	380, 600				
	129		360, 100	380, 900				
	130		360, 500	381, 400				
	131		360, 900	381, 900				
	132		361, 300	382, 400				
	133		361, 500	382, 700				
	134		362, 000	383, 200				
	135		362, 400	383, 600				
	136		362, 700	384, 000				
	137		363, 000	384, 300				
	138		363, 400	384, 800				
	139		363, 900	385, 300				
	140		364, 400	385, 800				
	141		364, 700	386, 100				
	142		365, 200					
	143		365, 700					
	144		366, 200					

	145		366,500					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額
		円 246,200	円 258,000	円 262,200	円 293,800	円 310,600	円 324,900	円 348,600

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「月額は」の次に「、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円」を加え、「前項第1号及び第3号から第6号」を「前項第2号から第5号」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定そ

の他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第12条の4第1項第1号中「この項から第3項まで」を「この条」に改め、同条第2項第1号中「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第3項中「(以下第1号」の次に「、次項及び第5項」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

第12条の4第4項中「国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者から引き続き」を「新たに」に改め、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条の5第3項中「国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表

の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第18条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号ただし書を削る。

第19条第2項中「、第12条及び第12条の3」を「及び第12条の5」に改め、「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同項の次に次の1項を加える。

3 第6条第2項から第9項まで、第11条及び第12条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」とあるのは「100分の70」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300

	20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
	21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
	22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
	23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
	24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
	25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
	26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
	27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
	29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
	30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
	33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
	36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
	37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
	38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
	39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
	40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
	41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
	42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600

	45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
	46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
	51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
	52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
	53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
	54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
	55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
	56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
	58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
	59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
	61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
	62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
	63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
	65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
	66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
	67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	

	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
	71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
	72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
	73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
	74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
	75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
	76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
	86	256, 000	297, 100	346, 000			
	87	256, 300	297, 400	346, 400			
	88	256, 600	297, 700	346, 800			
	89	256, 900	298, 000	347, 000			
	90	257, 200	298, 300	347, 400			
	91	257, 500	298, 600	347, 800			
	92	257, 800	299, 000	348, 200			
	93	258, 100	299, 200	348, 400			
	94		299, 400	348, 800			

	95	299,700	349,200				
	96	300,100	349,500				
	97	300,300	349,800				
	98	300,600	350,200				
	99	301,000	350,600				
	100	301,400	351,000				
	101	301,600	351,500				
	102	301,900	351,900				
	103	302,200	352,300				
	104	302,500	352,700				
	105	302,700	353,200				
	106	303,000	353,600				
	107	303,300	353,900				
	108	303,600	354,200				
	109	303,800	354,700				
	110	304,200					
	111	304,600					
	112	304,900					
	113	305,100					
	114	305,300					
	115	305,600					
	116	306,000					
	117	306,200					
	118	306,400					
	119	306,700					

	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3（第5条関係）

消防職給料表

職 員	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

の 区 分	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500

	22	253, 400	267, 400	285, 100	312, 300	363, 500	387, 200	419, 000
	23	254, 900	268, 700	285, 700	313, 600	365, 100	388, 900	420, 500
	24	256, 400	270, 000	286, 300	314, 900	366, 700	390, 600	421, 900
	25	257, 900	271, 400	286, 800	316, 200	368, 100	392, 300	423, 100
	26	259, 100	272, 800	287, 400	317, 700	369, 800	394, 300	424, 600
	27	260, 300	274, 100	288, 000	319, 000	371, 500	396, 200	426, 100
	28	261, 500	275, 400	288, 500	320, 100	373, 100	398, 100	427, 500
	29	262, 700	276, 400	289, 000	321, 100	374, 700	399, 800	429, 000
	30	264, 000	277, 700	289, 600	322, 300	376, 300	401, 200	430, 300
	31	265, 300	279, 000	290, 100	323, 500	377, 900	402, 400	431, 500
	32	266, 600	280, 200	290, 600	324, 600	379, 600	403, 700	432, 700
	33	267, 900	281, 400	291, 100	325, 700	381, 300	404, 700	433, 700
	34	269, 400	282, 000	291, 700	326, 900	383, 300	405, 800	434, 400
	35	270, 700	282, 600	292, 200	328, 100	385, 300	406, 800	435, 200
	36	272, 100	283, 200	292, 700	329, 200	387, 300	407, 800	435, 900
	37	273, 100	283, 700	293, 200	330, 300	389, 000	408, 900	436, 400
	38	274, 400	284, 300	293, 800	331, 500	390, 700	410, 100	436, 800
	39	275, 700	284, 900	294, 400	332, 700	392, 200	411, 200	437, 200
	40	276, 900	285, 500	295, 000	333, 900	393, 700	412, 300	437, 500
	41	278, 100	286, 000	295, 700	335, 100	394, 900	413, 500	437, 800
	42	278, 700	286, 600	296, 400	336, 300	395, 900	414, 300	438, 100
	43	279, 300	287, 200	297, 100	337, 500	396, 900	415, 100	438, 400
	44	279, 900	287, 700	297, 800	338, 700	397, 900	415, 700	438, 700
	45	280, 300	288, 200	298, 400	339, 900	399, 000	416, 200	438, 900
	46	280, 900	288, 700	299, 300	341, 200	400, 100	416, 900	439, 200

	47	281, 400	289, 200	300, 100	342, 400	401, 200	417, 600	439, 500
	48	281, 900	289, 700	300, 900	343, 600	402, 300	418, 200	439, 800
	49	282, 400	290, 300	301, 700	344, 800	403, 600	418, 900	440, 100
	50	283, 000	290, 800	302, 800	346, 200	404, 400	419, 300	440, 400
	51	283, 500	291, 400	303, 900	347, 500	405, 200	419, 900	440, 700
	52	284, 000	292, 000	304, 900	348, 800	405, 800	420, 500	441, 000
	53	284, 500	292, 600	305, 900	349, 700	406, 300	420, 900	441, 200
	54	285, 100	293, 300	307, 000	351, 000	407, 000	421, 300	441, 500
	55	285, 600	294, 000	308, 000	352, 200	407, 700	421, 800	441, 800
	56	286, 100	294, 700	309, 100	353, 400	408, 400	422, 300	442, 100
	57	286, 600	295, 300	310, 100	354, 600	408, 700	422, 800	442, 300
	58	287, 100	296, 200	311, 200	356, 000	409, 400	423, 400	442, 600
	59	287, 600	297, 000	312, 300	357, 400	410, 100	423, 800	442, 900
	60	288, 100	297, 800	313, 400	358, 800	410, 600	424, 200	443, 100
	61	288, 600	298, 600	314, 400	360, 100	411, 000	424, 600	443, 300
	62	289, 100	299, 500	315, 500	361, 600	411, 400	424, 900	443, 600
	63	289, 600	300, 400	316, 600	363, 100	411, 900	425, 200	443, 900
	64	290, 100	301, 300	317, 700	364, 500	412, 400	425, 500	444, 200
	65	290, 600	302, 100	318, 700	365, 700	412, 900	425, 800	444, 400
	66	291, 100	303, 000	319, 800	367, 100	413, 300	426, 100	444, 700
	67	291, 600	303, 800	320, 900	368, 400	413, 800	426, 400	445, 000
	68	292, 100	304, 600	322, 000	369, 800	414, 300	426, 600	445, 300
	69	292, 600	305, 500	323, 000	370, 900	414, 800	426, 800	445, 500
	70	293, 100	306, 400	324, 200	372, 100	415, 300	427, 100	445, 800
	71	293, 600	307, 300	325, 400	373, 300	415, 900	427, 400	446, 100

	72	294, 100	308, 200	326, 600	374, 500	416, 400	427, 600	446, 400
	73	294, 600	309, 000	327, 300	375, 800	416, 800	427, 800	446, 600
	74	295, 200	309, 900	328, 600	377, 000	417, 400	428, 100	
	75	295, 800	310, 800	329, 900	378, 200	417, 900	428, 400	
	76	296, 300	311, 600	331, 200	379, 300	418, 100	428, 600	
	77	296, 800	312, 300	332, 500	380, 400	418, 400	428, 800	
	78	297, 400	313, 200	333, 900	381, 600	418, 900	429, 100	
	79	298, 000	314, 100	335, 300	382, 700	419, 200	429, 400	
	80	298, 600	315, 100	336, 700	383, 900	419, 500	429, 600	
	81	299, 200	316, 000	338, 000	385, 000	419, 800	429, 800	
	82	299, 900	317, 100	339, 600	385, 600	420, 200	430, 100	
	83	300, 600	318, 100	341, 100	386, 100	420, 600	430, 400	
	84	301, 200	319, 100	342, 600	386, 600	421, 000	430, 600	
	85	301, 800	320, 000	344, 000	387, 200	421, 300	430, 800	
	86	302, 500	321, 000	345, 500	387, 800			
	87	303, 200	322, 000	347, 000	388, 400			
	88	303, 900	323, 000	348, 400	389, 000			
	89	304, 600	324, 000	349, 700	389, 300			
	90	305, 400	325, 300	350, 900	389, 800			
	91	306, 200	326, 500	352, 100	390, 300			
	92	306, 900	327, 700	353, 400	390, 800			
	93	307, 400	328, 900	354, 700	391, 200			
	94	308, 300	330, 200	356, 200	391, 600			
	95	309, 200	331, 400	357, 700	392, 100			
	96	310, 000	332, 600	359, 100	392, 600			

	97	310,800	333,800	360,400	393,000			
	98	311,800	335,100	361,600	393,500			
	99	312,700	336,300	362,700	394,000			
	100	313,600	337,500	363,900	394,500			
	101	314,500	338,900	365,000	394,800			
	102	315,500	339,800	366,100	395,200			
	103	316,500	340,800	367,200	395,700			
	104	317,400	341,900	368,300	396,000			
	105	318,200	343,000	369,500	396,300			
	106	318,800	344,100	370,000	396,800			
	107	319,400	345,100	370,600	397,300			
	108	320,000	346,100	371,200	397,800			
	109	320,500	347,300	371,800	398,100			
	110	321,000	348,300	372,300	398,600			
	111	321,400	349,300	372,700	399,100			
	112	321,900	350,200	373,200	399,600			
	113	322,700	351,100	373,600	399,900			
	114	323,400	352,000	374,000	400,400			
	115	324,100	353,000	374,500	400,900			
	116	324,700	354,000	375,000	401,400			
	117	325,300	355,000	375,400	401,800			
	118	326,000	355,400	375,900	402,300			
	119	326,700	356,000	376,500	402,700			
	120	327,500	356,600	377,000	403,200			
	121	328,100	356,900	377,200	403,600			

	122	328, 400	357, 300	377, 700			
	123	328, 900	357, 700	378, 200			
	124	329, 400	358, 100	378, 600			
	125	329, 700	358, 500	379, 100			
	126		358, 900	379, 600			
	127		359, 300	380, 100			
	128		359, 700	380, 600			
	129		360, 100	380, 900			
	130		360, 500	381, 400			
	131		360, 900	381, 900			
	132		361, 300	382, 400			
	133		361, 500	382, 700			
	134		362, 000	383, 200			
	135		362, 400	383, 600			
	136		362, 700	384, 000			
	137		363, 000	384, 300			
	138		363, 400	384, 800			
	139		363, 900	385, 300			
	140		364, 400	385, 800			
	141		364, 700	386, 100			
	142		365, 200				
	143		365, 700				
	144		366, 200				
	145		366, 500				

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額
		円 246,200	円 258,000	円 262,200	円 293,800	円 310,600	円 324,900	円 348,600

備考 この表は、消防吏員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 切替日の前日においてかすみがうら市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第2及び別表第3の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後のかすみがうら市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者」、「(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 7 第2条改正後給与条例第12条の4第4項及び第12条の5第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要

な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第4項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号俸	新 号 俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4

21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29

46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	

71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				

96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

消防職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17

30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42

55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67

80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			

105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

議案第4号

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第23条第2項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	1 8 3, 5 0 0	2 3 0, 0 0 0
2	1 8 4, 6 0 0	2 3 1, 5 0 0
3	1 8 5, 8 0 0	2 3 3, 0 0 0
4	1 8 6, 9 0 0	2 3 4, 5 0 0
5	1 8 8, 0 0 0	2 3 6, 0 0 0
6	1 8 9, 7 0 0	2 3 7, 5 0 0
7	1 9 1, 3 0 0	2 3 9, 0 0 0
8	1 9 2, 9 0 0	2 4 0, 5 0 0
9	1 9 4, 5 0 0	2 4 2, 0 0 0
1 0	1 9 6, 2 0 0	2 4 3, 4 0 0
1 1	1 9 7, 8 0 0	2 4 4, 8 0 0
1 2	1 9 9, 4 0 0	2 4 6, 2 0 0
1 3	2 0 1, 0 0 0	2 4 7, 4 0 0
1 4	2 0 2, 7 0 0	2 4 8, 6 0 0
1 5	2 0 4, 4 0 0	2 4 9, 8 0 0
1 6	2 0 6, 1 0 0	2 5 1, 0 0 0
1 7	2 0 7, 4 0 0	2 5 2, 1 0 0
1 8	2 0 9, 0 0 0	2 5 3, 2 0 0
1 9	2 1 0, 6 0 0	2 5 4, 3 0 0
2 0	2 1 2, 1 0 0	2 5 5, 4 0 0
2 1	2 1 3, 6 0 0	2 5 6, 4 0 0
2 2	2 1 5, 2 0 0	2 5 7, 4 0 0

2 3	2 1 6, 8 0 0	2 5 8, 4 0 0
2 4	2 1 8, 4 0 0	2 5 9, 4 0 0
2 5	2 2 0, 0 0 0	2 6 0, 4 0 0
2 6	2 2 1, 7 0 0	2 6 1, 3 0 0
2 7	2 2 3, 0 0 0	2 6 2, 2 0 0
2 8	2 2 4, 3 0 0	2 6 3, 1 0 0
2 9	2 2 5, 6 0 0	2 6 3, 9 0 0
3 0	2 2 6, 7 0 0	2 6 4, 7 0 0
3 1	2 2 7, 8 0 0	2 6 5, 5 0 0
3 2	2 2 8, 9 0 0	2 6 6, 3 0 0
3 3	2 3 0, 0 0 0	2 6 7, 0 0 0
3 4	2 3 1, 1 0 0	2 6 7, 8 0 0
3 5	2 3 2, 2 0 0	2 6 8, 6 0 0
3 6	2 3 3, 3 0 0	2 6 9, 3 0 0
3 7	2 3 4, 4 0 0	2 7 0, 0 0 0
3 8	2 3 5, 4 0 0	2 7 0, 8 0 0
3 9	2 3 6, 4 0 0	2 7 1, 6 0 0
4 0	2 3 7, 3 0 0	2 7 2, 3 0 0
4 1	2 3 8, 2 0 0	2 7 3, 0 0 0
4 2	2 3 9, 1 0 0	2 7 3, 8 0 0
4 3	2 3 9, 9 0 0	2 7 4, 6 0 0
4 4	2 4 0, 7 0 0	2 7 5, 3 0 0
4 5	2 4 1, 4 0 0	2 7 6, 0 0 0
4 6	2 4 2, 0 0 0	2 7 6, 7 0 0
4 7	2 4 2, 6 0 0	2 7 7, 4 0 0
4 8	2 4 3, 2 0 0	2 7 8, 1 0 0

4 9	2 4 3, 8 0 0	2 7 8, 8 0 0
5 0	2 4 4, 4 0 0	2 7 9, 5 0 0
5 1	2 4 5, 0 0 0	2 8 0, 2 0 0
5 2	2 4 5, 5 0 0	2 8 0, 9 0 0
5 3	2 4 6, 0 0 0	2 8 1, 5 0 0
5 4	2 4 6, 4 0 0	2 8 2, 2 0 0
5 5	2 4 6, 7 0 0	2 8 2, 8 0 0
5 6	2 4 7, 0 0 0	2 8 3, 5 0 0
5 7	2 4 7, 3 0 0	2 8 4, 1 0 0
5 8	2 4 7, 6 0 0	2 8 4, 8 0 0
5 9	2 4 7, 9 0 0	2 8 5, 4 0 0
6 0	2 4 8, 2 0 0	2 8 6, 1 0 0
6 1	2 4 8, 5 0 0	2 8 6, 7 0 0
6 2	2 4 8, 8 0 0	2 8 7, 4 0 0
6 3	2 4 9, 1 0 0	2 8 8, 0 0 0
6 4	2 4 9, 4 0 0	2 8 8, 5 0 0
6 5	2 4 9, 7 0 0	2 8 9, 0 0 0
6 6	2 5 0, 0 0 0	2 8 9, 6 0 0
6 7	2 5 0, 3 0 0	2 9 0, 1 0 0
6 8	2 5 0, 6 0 0	2 9 0, 7 0 0
6 9	2 5 0, 9 0 0	2 9 1, 2 0 0
7 0	2 5 1, 2 0 0	2 9 1, 7 0 0
7 1	2 5 1, 5 0 0	2 9 2, 3 0 0
7 2	2 5 1, 8 0 0	2 9 2, 9 0 0
7 3	2 5 2, 1 0 0	2 9 3, 4 0 0
7 4	2 5 2, 4 0 0	2 9 3, 9 0 0

7 5	2 5 2, 7 0 0	2 9 4, 3 0 0
7 6	2 5 3, 0 0 0	2 9 4, 6 0 0
7 7	2 5 3, 3 0 0	2 9 4, 8 0 0
7 8	2 5 3, 6 0 0	2 9 5, 1 0 0
7 9	2 5 3, 9 0 0	2 9 5, 3 0 0
8 0	2 5 4, 2 0 0	2 9 5, 6 0 0
8 1	2 5 4, 5 0 0	2 9 5, 8 0 0
8 2	2 5 4, 8 0 0	2 9 6, 0 0 0
8 3	2 5 5, 1 0 0	2 9 6, 3 0 0
8 4	2 5 5, 4 0 0	2 9 6, 5 0 0
8 5	2 5 5, 7 0 0	2 9 6, 8 0 0
8 6	2 5 6, 0 0 0	2 9 7, 1 0 0
8 7	2 5 6, 3 0 0	2 9 7, 4 0 0
8 8	2 5 6, 6 0 0	2 9 7, 7 0 0
8 9	2 5 6, 9 0 0	2 9 8, 0 0 0
9 0	2 5 7, 2 0 0	2 9 8, 3 0 0
9 1	2 5 7, 5 0 0	2 9 8, 6 0 0
9 2	2 5 7, 8 0 0	2 9 9, 0 0 0
9 3	2 5 8, 1 0 0	2 9 9, 2 0 0
9 4		2 9 9, 4 0 0
9 5		2 9 9, 7 0 0
9 6		3 0 0, 1 0 0
9 7		3 0 0, 3 0 0
9 8		3 0 0, 6 0 0
9 9		3 0 1, 0 0 0
1 0 0		3 0 1, 4 0 0

1 0 1		3 0 1, 6 0 0
1 0 2		3 0 1, 9 0 0
1 0 3		3 0 2, 2 0 0
1 0 4		3 0 2, 5 0 0
1 0 5		3 0 2, 7 0 0
1 0 6		3 0 3, 0 0 0
1 0 7		3 0 3, 3 0 0
1 0 8		3 0 3, 6 0 0
1 0 9		3 0 3, 8 0 0
1 1 0		3 0 4, 2 0 0
1 1 1		3 0 4, 6 0 0
1 1 2		3 0 4, 9 0 0
1 1 3		3 0 5, 1 0 0
1 1 4		3 0 5, 3 0 0
1 1 5		3 0 5, 6 0 0
1 1 6		3 0 6, 0 0 0
1 1 7		3 0 6, 2 0 0
1 1 8		3 0 6, 4 0 0
1 1 9		3 0 6, 7 0 0
1 2 0		3 0 7, 0 0 0
1 2 1		3 0 7, 4 0 0
1 2 2		3 0 7, 6 0 0
1 2 3		3 0 7, 9 0 0
1 2 4		3 0 8, 2 0 0
1 2 5		3 0 8, 5 0 0

第2条 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条を第8条の2とし、第7条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第8条 給与条例第12条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第13条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第17条第4項中「得た額」の次に「に、給与条例第12条の2の規定の例により計算して得た額を加算した額」を加える。

第23条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のかすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 5 号

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例
(令和元年かすみがうら市条例第 2 5 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係)

施設	休館日	開館時間
健診室及び研修室 音楽室 調理室 軽運動室 多目的室	(1) 火曜日 (この 日が休日に当たるとき は、当該休日直後の平 日とする。以下同 じ。)	(1) 平日 午前 9 時か ら午後 1 0 時まで (2) 休日 午前 9 時か ら午後 7 時まで

体育館	(2) 12月29日 から翌年1月3日まで	
トレーニングルーム シャワールーム及び ロッカールーム	(1) 火曜日 (2) 12月29日 から翌年1月3日まで	(1) 平日 午前9時から午後9時まで (2) 休日 午前9時から午後7時まで

備考

- 1 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 3 入館受付は、閉館の1時間前（シャワールーム及びロッカールームにあっては、20分前）までとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 6 号

令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 5， 7 2 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9， 3 4 4， 9 8 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 2 月 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		2, 988, 456	131, 997	3, 120, 453
	2 国 庫 補 助 金	952, 341	131, 997	1, 084, 338
18 寄 附 金		155, 001	70, 000	225, 001
	1 寄 附 金	155, 001	70, 000	225, 001
20 繰 越 金		324, 361	△6, 395	317, 966
	1 繰 越 金	324, 361	△6, 395	317, 966
21 諸 収 入		294, 374	127	294, 501
	5 雑 入	234, 164	127	234, 291
歳 入 合 計		19, 149, 253	195, 729	19, 344, 982

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		145,082	1,375	146,457
	1 議 会 費	145,082	1,375	146,457
2 総 務 費		3,014,303	59,058	3,073,361
	1 総 務 管 理 費	2,389,764	62,198	2,451,962
	2 徴 税 費	500,905	△4,348	496,557
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	85,406	1,208	86,614
3 民 生 費		6,945,699	116,778	7,062,477
	1 社 会 福 祉 費	3,915,812	128,604	4,044,416
	2 児 童 福 祉 費	2,336,230	△9,191	2,327,039
	3 生 活 保 護 費	693,657	△2,635	691,022
4 衛 生 費		1,288,427	△1,199	1,287,228
	1 保 健 衛 生 費	1,288,427	△1,199	1,287,228
5 労 働 費		122,130	△6,864	115,266
	1 労 働 諸 費	122,130	△6,864	115,266
6 農 林 水 産 業 費		729,160	4,056	733,216
	1 農 業 費	710,706	4,056	714,762
7 商 工 費		496,987	45,519	542,506
	1 商 工 費	496,987	45,519	542,506
8 土 木 費		1,585,003	△30,183	1,554,820
	1 土 木 管 理 費	124,643	△17,312	107,331
	2 道 路 橋 梁 費	684,662	200	684,862
	4 都 市 計 画 費	763,558	△13,071	750,487

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		1, 076, 139	17, 339	1, 093, 478
	1 消 防 費	1, 076, 139	17, 339	1, 093, 478
10 教 育 費		1, 801, 489	△10, 150	1, 791, 339
	1 教 育 総 務 費	307, 708	△8, 062	299, 646
	4 社 会 教 育 費	244, 328	205	244, 533
	5 保 健 体 育 費	189, 408	△2, 293	187, 115
歳 出 合 計		19, 149, 253	195, 729	19, 344, 982

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援 (新たな非課税等) に要する経費	1 3 0, 8 3 5
合 計			1 3 0, 8 3 5

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
トレーニングルーム管理運営業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	64,553

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,595,595	0	5,595,595
2 地方譲与 税	232,288	0	232,288
3 利子割交付 金	2,266	0	2,266
4 配当割交付 金	28,293	0	28,293
5 株式等譲渡所得割交付 金	33,218	0	33,218
6 法人事業 税交付 金	94,563	0	94,563
7 地方消費 税交付 金	964,281	0	964,281
8 ゴルフ場利用 税交付 金	123,000	0	123,000
9 環境性能割交付 金	20,000	0	20,000
10 地方特例 交付 金	203,292	0	203,292
11 地方 交付 税	4,300,000	0	4,300,000
12 交通安全対策特別交付 金	5,549	0	5,549
13 分担金及び負担 金	68,183	0	68,183
14 使用料及び手数 料	48,639	0	48,639
15 国庫支出 金	2,988,456	131,997	3,120,453
16 県 支出 金	1,458,444	0	1,458,444
17 財産 収入	20,841	0	20,841
18 寄附 金	155,001	70,000	225,001
19 繰入 金	798,409	0	798,409
20 繰越 金	324,361	△6,395	317,966
21 諸 収入	294,374	127	294,501

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
22 市	債	1, 390, 200	0	1, 390, 200
歳	入	19, 149, 253	195, 729	19, 344, 982

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	145,082	1,375	146,457				1,375		
2 総 務 費	3,014,303	59,058	3,073,361			70,000	△10,942		
3 民 生 費	6,945,699	116,778	7,062,477	131,997			△15,219		
4 衛 生 費	1,288,427	△1,199	1,287,228				△1,199		
5 労 働 費	122,130	△6,864	115,266				△6,864		
6 農 林 水 産 業 費	729,160	4,056	733,216			127	3,929		
7 商 工 費	496,987	45,519	542,506				45,519		
8 土 木 費	1,585,003	△30,183	1,554,820				△30,183		
9 消 防 費	1,076,139	17,339	1,093,478				17,339		
10 教 育 費	1,801,489	△10,150	1,791,339				△10,150		
11 災 害 復 旧 費	2	0	2						
12 公 債 費	1,914,832	0	1,914,832						
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	19,149,253	195,729	19,344,982	131,997		70,127	△6,395		

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費国庫補助金	536,929	131,916	668,845	1 総 務 費 補 助 金	131,916	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
2民生費国庫補助金	121,006	81	121,087	4 生活保護費補助金	81	生活保護適正化推進事業補助金
計	952,341	131,997	1,084,338			

(款) 18 寄附金 (項) 1 寄附金

1 寄 附 金	155,001	70,000	225,001	1 寄 附 金	70,000	ふるさと応援寄附金
計	155,001	70,000	225,001			

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰 越 金	324,361	△6,395	317,966	1 繰 越 金	△6,395	前年度繰越金
計	324,361	△6,395	317,966			

(款) 21 諸収入 (項) 5 雑入

6 雑 入	206,326	127	206,453	1 雑 入	127	茨城県農林振興公社委託金
計	234,164	127	234,291			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 議 会 費	145,082	1,375	146,457				1,375	2 給 料	400	01 職員等人件費 1,123
								3 職 員 手当等	839	0101 職員等人件費 1,123
								4 共済費	136	2 一般職給料 400
										3 期末手当 301
										3 勤勉手当 286
										4 共済組合負担金 136
										02 市議会運営事業 252
										0201 市議会運営に要する経費 252
										3 議員期末手当 252
計	145,082	1,375	146,457				1,375			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	1,018,226	△7,802	1,010,424				△7,802	2 給 料	△2,379	01 職員等人件費 △7,802
								3 職 員 手当等	605	0101 職員等人件費 △7,802
								4 共済費	△6,028	2 特別職給料 △137
										2 一般職給料 △2,242
										3 扶養手当 △238
										3 住居手当 △321
										3 管理職手当 △1,518
										3 期末手当 △1,263
										3 勤勉手当 △2,096
										3 退職手当 6,041
										4 共済組合負担金 △5,675
										4 特別職共済組合負担金 △353
5 財産管理費	818,051	70,000	888,051			70,000		24 積立金	70,000	06 基金運用事業 70,000
										0601 基金運用益等の積立に要する経費 70,000
										24 地域づくり基金積立金 70,000
計	2,389,764	62,198	2,451,962			70,000	△7,802			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	423,103	△4,561	418,542				△4,561	2 給 料	△338	01 職員等人件費 △4,561
								3 職 員 手当等	△1,895	0101 職員等人件費 △4,561
								4 共済費	△2,328	2 一般職給料 △338
										3 扶養手当 △965
										3 期末手当 △524
										3 勤勉手当 △406
										4 共済組合負担金 △2,328
3 徴 収 費	22,017	213	22,230				213	1 報 酬	160	01 収入未済額縮減対策事業 213

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(3徴 収 費)								3 職 員 手当等	53	0101 収入未済額縮減対策に要する 経費 1 会計年度任用職員（事務補 助）報酬 3 会計年度任用職員期末手当 3 会計年度任用職員勤勉手当
										213 160 28 25
計	500,905	△4,348	496,557				△4,348			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民 基本台帳 費	85,406	1,208	86,614				1,208	2 給 料	494	01 職員等人件費 0101 職員等人件費	1,208 1,208
								3 職 員 手当等	592	2 一般職給料	494
								4 共済費	122	3 期末手当	305
										3 勤勉手当	287
計	85,406	1,208	86,614				1,208			4 共済組合負担金	122

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総 務 費	520,295	138,894	659,189	131,916			6,978	2 給 料	4,068	01 職員等人件費 0101 職員等人件費	6,978 6,978
								3 職 員 手当等	2,411	2 一般職給料	4,068
								4 共済費	699	3 期末手当	1,272
								10 需用費	156	3 勤勉手当	939
								11 役務費	1,120	4 共済組合負担金	699
								12 委託料	440	02 社会福祉事業 0211 物価高騰に伴う給付金・定額 減税一体支援（新たな非課税 等）に要する経費	131,916 131,916
								18 負担金 、補助 及 び 交付金	130,000	3 時間外勤務手当	200
										10 消耗品費	20
										10 印刷製本費	136
										11 通信運搬費	625
										11 手数料	495
										12 電算システム改修委託	440
										18 エネルギー・食料品価格等 の物価高騰に伴う低所得世 帯支援給付金（子ども加算 ）	10,000

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(1 社会福祉 総 務 費)									18 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金（非課税世帯） 120,000	
3 老人福祉 費	91,837	213	92,050				213	1 報 酬 3 職 員 手当等	160 53	01 高齢者対策事業 0102 長寿社会づくりに要する経費 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 3 会計年度任用職員期末手当 3 会計年度任用職員勤勉手当 160 28 25
4 介護保険 費	607,740	△12,722	595,018				△12,722	27 繰出金	△12,722	01 介護保険事業 0102 介護保険特別会計繰出に要する経費 27 介護保険特別会計繰出金 △12,722 △12,722
5 国民年金 費	4,829	619	5,448				619	2 給 料 3 職 員 手当等 4 共済費	245 268 106	01 国民年金事務事業 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 619 619 245 163 105 106
6 医療福祉 費	334,418	425	334,843				425	1 報 酬 3 職 員 手当等 4 共済費	320 103 2	01 医療福祉事業 0102 医療福祉に要する経費（市単独） 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 3 会計年度任用職員期末手当 3 会計年度任用職員勤勉手当 4 会計年度任用職員厚生年金保険料 425 425 320 55 48 2
7 国民健康 保 険 費	322,247	1,175	323,422				1,175	27 繰出金	1,175	01 国民健康保険事業 0101 国民健康保険特別会計繰出に要する経費 27 国民健康保険特別会計繰出金 1,175 1,175
計	3,915,812	128,604	4,044,416	131,916			△3,312			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3 保育所費	334, 310	1, 096	335, 406				1, 096	2 給 料	△237	01 職員等人件費	1, 096
								3 職 員 手当等	1, 428	0101 職員等人件費 2 一般職給料	1, 096 △237

(款) 3 民生費				(項) 2 児童福祉費				(単位 千円)			
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
(3保育所費)								4 共 済 費	△95	3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	△293 887 834 104 △199
5児童館費	59,699	△10,287	49,412				△10,287	2 給 料	△5,536	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	△10,287 △10,287 △5,536 △427 △1,263 △1,019 △2,042
								3 職 員 手当等	△2,709		
								4 共 済 費	△2,042		
計	2,336,230	△9,191	2,327,039				△9,191				

(款) 3 民生費				(項) 3 生活保護費							
1生活保護 総 務 費	91,588	△2,635	88,953	81			△2,716	1 報 酬	109	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料 4 雇用保険料 02 生活保護等事業 0202 生活保護適正化推進に要する 経費 1 会計年度任用職員（生活保 護相談員等）報酬	△2,744 △2,744 △2,134 △41 △122 △127 △274 △46 109 109 109
								2 給 料	△2,134		
								3 職 員 手当等	△163		
								4 共 済 費	△447		
計	693,657	△2,635	691,022	81			△2,716				

(款) 4 衛生費				(項) 1 保健衛生費							
1保健衛生 総 務 費	182,373	△1,199	181,174				△1,199	2 給 料	△1,216	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	△1,199 △1,199 △1,216 300 672 75 △178 △852
								3 職 員 手当等	869		
								4 共 済 費	△852		
計	1,288,427	△1,199	1,287,228				△1,199				

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 勤労者福祉施設費	121, 666	△6, 864	114, 802				△6, 864	2 給 料	△4, 046	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 4 共済組合追加費用等	△6, 864
								3 職 員 手当等	△1, 594		△6, 864
								4 共済費	△1, 224		△4, 046
											△868
											△726
											△1, 169
											△55
計	122, 130	△6, 864	115, 266				△6, 864				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	60, 847	775	61, 622				775	1 報 酬	28	01 職員等人件費 526
								2 給 料	314	0101 職員等人件費 526
								3 職 員 手当等	447	2 一般職給料 314
								4 共済費	△14	3 通勤手当 21
										3 期末手当 104
										3 勤勉手当 185
										4 共済組合負担金 △98
										02 農業委員会運営事業 249
										0202 農用地利用集積特別対策に要する経費 249
										1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 28
										3 会計年度任用職員期末手当 73
										3 会計年度任用職員勤勉手当 64
										4 会計年度任用職員厚生年金保険料 37
										4 会計年度任用職員共済短期給付負担金 47
2 農業総務費	364, 043	3, 153	367, 196				3, 153	2 給 料	1, 726	01 職員等人件費 3, 153
								3 職 員 手当等	1, 251	0101 職員等人件費 3, 153
								4 共済費	176	2 一般職給料 1, 726
										3 期末手当 619
										3 勤勉手当 632
										4 共済組合負担金 176
4 農地利用対 策 費	59, 358	128	59, 486			127	1	1 報 酬	128	01 農地利用促進事業 128
										0102 農地中間管理に要する経費 128
										1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 128
計	710, 706	4, 056	714, 762			127	3, 929			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 商工総務費	58, 029	1, 719	59, 748				1, 719	2 給 料	591	01 職員等人件費 1, 719
								3 職 員 手当等	1, 045	0101 職員等人件費 1, 719
								4 共済費	83	2 一般職給料 591 3 期末手当 544 3 勤勉手当 501 4 共済組合負担金 83
2 商工振興費	259, 292	43, 800	303, 092				43, 800	7 報償費	35, 000	01 商工振興事業 43, 800
								11 役務費	300	0103 ふるさと応援に要する経費 43, 800
								12 委託料	8, 500	7 ふるさと応援寄附金謝礼品 35, 000 11 通信運搬費 100 11 手数料 200 12 ふるさと納税一括業務委託 8, 000 12 ふるさと納税証明書発行等業務委託 500
計	496, 987	45, 519	542, 506				45, 519			

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	124, 643	△17, 312	107, 331				△17, 312	2 給 料	△8, 162	01 職員等人件費 △17, 312
								3 職 員 手当等	△5, 338	0101 職員等人件費 △17, 312
								4 共済費	△3, 812	2 一般職給料 △8, 162
										3 扶養手当 △800
										3 住居手当 △200
										3 期末手当 △2, 036
										3 勤勉手当 △2, 302
										4 共済組合負担金 △3, 812
計	124, 643	△17, 312	107, 331				△17, 312			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路橋梁新設改良費	508, 691	200	508, 891				200	1 報 酬	140	01 市道整備事業 200
								3 職 員 手当等	50	0101 市道整備に要する経費 200
								4 共済費	10	1 会計年度任用職員（専門事務）報酬 140
										3 会計年度任用職員期末手当 26
										3 会計年度任用職員勤勉手当 24
										4 会計年度任用職員厚生年金保険料 7
										4 会計年度任用職員共済短期給付負担金 3
計	684, 662	200	684, 862				200			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 都市計画 総 務 費	78,304	△13,071	65,233				△13,071	2 給 料	△6,900	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 管理職手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	△13,071
								3 職 員 手当等	△3,592		△6,900
								4 共済費	△2,579		△300
											△100
計	763,558	△13,071	750,487				△13,071				△421

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	886,218	17,339	903,557				17,339	2 給料	12,263	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 消防職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 3 地域手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料 4 雇用保険料	17,339
							3 職員手当等	7,667	17,339		
							4 共済費	△2,591	12,263		
									4,167		
									3,088		
										412	
										△2,246	
										△297	
										△48	
計	1,076,139	17,339	1,093,478				17,339				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	116,251	△8,062	108,189				△8,062	2 給 料	△3,542	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 住居手当 3 管理職手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 特別職期末手当 4 共済組合負担金 4 特別職共済組合負担金	△8,062 △8,062 △3,542 △502 △200 △600 △928 △446 32 △1,834 △42	
								3 職 員 手当等	△2,644			
								4 共済費	△1,876			
計	307,708	△8,062	299,646				△8,062					

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育 総 務 費	71,157	△1,581	69,576				△1,581	2 給 料	△1,206	01 職員等人件費 0101 職員等人件費	△1,581 △1,581
-----------------	--------	--------	--------	--	--	--	--------	-------	--------	--------------------------	------------------

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
(1 社会教育 総 務 費)								3 職 員 手当等	9	2 一般職給料 3 扶養手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料 4 雇用保険料	△1, 206 486 △294 △74 △109 257 △549 △92
								4 共 済 費	△384		
2 公民館費	39, 008	152	39, 160				152	1 報 酬	152	03 公民館活動推進事業 0301 霞ヶ浦公民館講座に要する経費 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬	152 152 152
3 図書館費	56, 400	739	57, 139				739	2 給 料	247	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料 4 雇用保険料	739 739 247 206 143 425 △243 △39
								3 職 員 手当等	349		
								4 共 済 費	143		
4 文化振興 費	77, 763	895	78, 658				895	1 報 酬	513	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 通勤手当 4 共済組合負担金 02 文化振興施設管理運営事業 0201 歴史博物館管理運営に要する経費 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 03 文化財事業 0302 埋蔵文化財に要する経費 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 3 会計年度任用職員期末手当 3 会計年度任用職員勤勉手当 04 文化振興事業 0402 帆引き船保存活用対策に要する経費	278 278 514 △153 △83 233 233 233 228 228 164 36 28 156 156
								2 給 料	514		
								3 職 員 手当等	△49		
								4 共 済 費	△83		

(款) 10 教育費				(項) 4 社会教育費					(単位 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(4文化振興費)										1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 116 3 会計年度任用職員期末手当 21 3 会計年度任用職員勤勉手当 19
計	244,328	205	244,533				205			

(款) 10 教育費				(項) 5 保健体育費						
1保健体育総務費	48,164	△2,293	45,871				△2,293	2 給 料	△1,425	01 職員等人件費 △2,293
								3 職 員 手当等	△288	0101 職員等人件費 △2,293
								4 共済費	△580	2 一般職給料 △1,425
										3 住居手当 △192 3 期末手当 △96 4 共済組合負担金 △580
計	189,408	△2,293	187,115				△2,293			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等	3		22,867	7,528 (3.45)	3,776	34,171	6,309	40,480
	議 員	16	52,620		17,398 (3.45)		70,018	15,488	85,506
	その他の特別職	1,171	64,503				64,503	346	64,849
	計	1,190	117,123	22,867	24,926	3,776	168,692	22,143	190,835
補 正 前	長 等	3		23,004	7,496 (3.40)	3,776	34,276	6,704	40,980
	議 員	16	52,620		17,146 (3.40)		69,766	15,488	85,254
	その他の特別職	1,171	64,503				64,503	346	64,849
	計	1,190	117,123	23,004	24,642	3,776	168,545	22,538	191,083
比 較	長 等			△ 137	32 0.05		△ 105	△ 395	△ 500
	議 員				252 0.05		252		252
	その他の特別職								
	計			△ 137	284		147	△ 395	△ 248

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	359 (19) 【 179】	【 269,950】	1,441,162	1,031,738 【 91,086】	2,472,900 【 361,036】	452,596 【 52,551】	2,925,496 【 413,587】
補正前	361 (21) 【 179】	【 268,240】	1,457,284	1,032,755 【 90,586】	2,490,039 【 358,826】	473,968 【 52,455】	2,964,007 【 411,281】
比 較	△ 2 (△ 2)	【 1,710】	△ 16,122	△ 1,017 【 500】	△ 17,139 【 2,210】	△ 21,372 【 96】	△ 38,511 【 2,306】

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	44,181	322,043	267,171	17,032	26,376	67,420	4,141	52,015
	補正前	46,627	321,926	268,913	17,860	26,608	67,220	4,141	54,554
	比 較	△ 2,446	117	△ 1,742	△ 828	△ 232	200		△ 2,539
	区 分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	2,130	24,851	5,807	192,906	3,694	1,971		
	補正前	2,130	24,851	5,807	186,865	3,694	1,559		
	比 較				6,041		412		

議案第 7 号

令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 7 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 1 1 0, 3 5 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
6 繰 入 金		385, 247	1, 175	386, 422	
	1 一 般 会 計 繰 入 金	322, 247	1, 175	323, 422	
歳 入 合 計		4, 109, 177	1, 175	4, 110, 352	

歳 出

(単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1 総	務 費		56, 562	1, 175	57, 737
		1 総 務 管 理 費	54, 663	1, 175	55, 838
歳 出 合 計			4, 109, 177	1, 175	4, 110, 352

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	805,398	0	805,398
2 使用料及び手数料	50	0	50
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	2,904,474	0	2,904,474
5 財産収入	500	0	500
6 繰入金	385,247	1,175	386,422
7 繰越金	1	0	1
8 諸収入	13,506	0	13,506
歳入合計	4,109,177	1,175	4,110,352

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	56,562	1,175	57,737				1,175
2 保 険 給 付 費	2,845,657	0	2,845,657				
3 国民健康保険事業費納付金	1,129,448	0	1,129,448				
4 財政安定化基金拠出金	1	0	1				
5 保 健 事 業 費	56,906	0	56,906				
6 基 金 積 立 金	500	0	500				
7 諸 支 出 金	5,103	0	5,103				
8 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,109,177	1,175	4,110,352				1,175

2歳入

(款) 6繰入金

(項) 1一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1一般会計繰入金	322,247	1,175	323,422	1一般会計繰入金	1,175	職員給与費等802 事務費等373
計	322,247	1,175	323,422			

3 歳 出										
(款) 1 総務費										
(項) 1 総務管理費										
(単位 千円)										
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	53,350	1,175	54,525				1,175	1 報 酬	272	01 職員等人件費 802
								2 給 料	489	0101 職員等人件費 802
								3 職 員 手当等	303	2 一般職員給料 489
								4 共済費	111	3 勤勉手当 △310
										3 退職手当 523
									4 共済組合負担金 100	
										02 一般管理に要する経費 373
										0201 一般管理に要する経費 373
										1 会計年度任用職員報酬 272
										3 会計年度任用職員期末手当 47
										3 会計年度任用職員勤勉手当 43
										4 会計年度任用職員厚生年金 保険料 10
										4 会計年度任用職員共済短期 給付負担金 1
計	54,663	1,175	55,838				1,175			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当	その他の手当		
補 正 後	長 等							
	議 員							
	その他の特別職	10	182				182	182
	計	10	182				182	182
補 正 前	長 等							
	議 員							
	その他の特別職	10	182				182	182
	計	10	182				182	182
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の特別職							
	計							

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	6 (0) 【2】	【4,891】	15,888	10,571 【1,822】	26,459 【6,713】	5,087 【1,132】	31,546 【7,845】
補正前	5 (0) 【2】	【4,619】	15,399	10,358 【1,732】	25,757 【6,351】	4,987 【1,121】	30,744 【7,472】
比 較	1	【272】	489	213 【90】	702 【362】	100 【11】	802 【373】

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	240	3,268	2,424	318	219	1,500						2,602		
	補正前	240	3,268	2,734	318	219	1,500						2,079		
	比 較			△ 310									523		

議案第8号

令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,125千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,882,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		817,417	284	817,701
	2 国 庫 補 助 金	191,822	284	192,106
5 県 支 出 金		552,776	142	552,918
	3 県 補 助 金	21,646	142	21,788
7 繰 入 金		633,957	△12,722	621,235
	1 一 般 会 計 繰 入 金	598,241	△12,722	585,519
8 繰 越 金		46,898	171	47,069
	1 繰 越 金	46,898	171	47,069
歳 入 合 計		3,894,965	△12,125	3,882,840

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		93,658	△12,864	80,794
	1 総 務 管 理 費	62,883	△12,864	50,019
4 地 域 支 援 事 業 費		129,413	739	130,152
	4 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	83,143	739	83,882
歳 出 合 計		3,894,965	△12,125	3,882,840

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	848,877	0	848,877
2 使用料及び手数料	50	0	50
3 国庫支出金	817,417	284	817,701
4 支払基金交付金	975,896	0	975,896
5 県支出金	552,776	142	552,918
6 財産収入	284	0	284
7 繰入金	633,957	△12,722	621,235
8 繰越金	46,898	171	47,069
9 諸収入	11,224	0	11,224
10 介護サービス収入	7,586	0	7,586
歳入合計	3,894,965	△12,125	3,882,840

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	93,658	△12,864	80,794				△12,864
2 保 険 給 付 費	3,591,337	0	3,591,337				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	129,413	739	130,152	426		142	171
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	16,835	0	16,835				
6 基 金 積 立 金	284	0	284				
7 諸 支 出 金	53,437	0	53,437				
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,894,965	△12,125	3,882,840	426		142	△12,693

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	32,307	284	32,591	1 現 年 度 分	284	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)
計	191,822	284	192,106			

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

2地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	16,146	142	16,288	1 現 年 度 分	142	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)
計	21,646	142	21,788			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	16,153	142	16,295	1 現 年 度 分	142	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)
5その他一般会計繰入金	90,675	△12,864	77,811	1 職員給与費等繰入金	△12,864	職員給与費等繰入金
計	598,241	△12,722	585,519			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰 越 金	46,898	171	47,069	1 繰 越 金	171	前年度繰越金
計	46,898	171	47,069			

3 歳 出
(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	62,883	△12,864	50,019				△12,864	2 給 料	△5,926	01 職員等人件費	△12,864
								3 職 員 手当等	△4,795	0101 職員等人件費	△12,864
								4 共済費	△2,143	2 一般職給料	△5,926
										3 住居手当	△150
								3 期末手当	△1,221		
								3 勤勉手当	△3,015		
								3 退職手当	△409		
								4 共済組合負担金	△1,821		
								4 社会保険料	△276		
								4 雇用保険料	△46		
計	62,883	△12,864	50,019				△12,864				

(款) 4 地域支援事業費

(項) 4 包括的支援事業・任意事業費

2 地域包括 支援セン ター 費	34,327	739	35,066	426		142	171	2 給 料	348	01 職員等人件費	739
								3 職 員 手当等	94	0101 職員等人件費	739
								4 共済費	297	2 一般職給料	348
										3 住居手当	212
										3 勤勉手当	△118
										4 共済組合負担金	297
計	83,143	739	83,882	426		142	171				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当	その他の手当		
補 正 後	長 等							
	議 員							
	その他の特別職	28	4,843				4,843	4,843
	計	28	4,843				4,843	4,843
補 正 前	長 等							
	議 員							
	その他の特別職	28	4,843				4,843	4,843
	計	28	4,843				4,843	4,843
比 較	長 等							
	議 員							
	その他の特別職							
	計							

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	9 (0) 【6】	【15,798】	28,766	15,449 【5,926】	44,215 【21,724】	8,802 【3,769】	53,017 【25,493】
補正前	9 (1) 【6】	【15,798】	34,344	20,150 【5,926】	54,494 【21,724】	10,326 【3,769】	64,820 【25,493】
比 較	(△ 1)		△ 5,578	△ 4,701	△ 10,279	△ 1,524	△ 11,803

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後		5,869	2,762	608	491	1,401		422				3,896		
	補正前		7,090	5,895	546	491	1,401		422				4,305		
	比 較		△ 1,221	△ 3,133	62								△ 409		

議案第9号

令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 予算書第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費	1, 0 5 6, 6 2 0 千円	1 9 5 千円	1, 0 5 6, 8 1 5 千円
第1項 営業費用	1, 0 1 3, 8 7 0 千円	1 9 5 千円	1, 0 1 4, 0 6 5 千円

(資本的支出)

第3条 予算書第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	683,723千円	160千円	683,883千円
第1項 建設改良費	371,787千円	160千円	371,947千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算書第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 60,892千円

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費			1,056,620	195	1,056,815	
	1. 営業費用		1,013,870	195	1,014,065	
		2. 配水及び給水費	85,411	36	85,447	
		4. 総係費	114,014	159	114,173	

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			683,723	160	683,883	
	1. 建設改良費		371,787	160	371,947	
		1. 配水施設工事費	163,940	160	164,100	

令和6年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 水道事業			1,056,620	195	1,056,815			
費	1. 営業費用		1,013,870	195	1,014,065			
		2. 配水及び	85,411	36	85,447			
		給水費				2. 給料	36	職員の給与の改定に伴う増
		4. 総係費	114,014	159	114,173			
						2. 給料	159	職員の給与の改定に伴う増

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 資本的			683,723	160	683,883			
支出	1. 建設改良		371,787	160	371,947			
		1. 配水施設	163,940	160	164,100			
		工事費				1. 給料	114	職員の給与の改定に伴う増
						2. 手当	46	職員の給与の改定に伴う増

令和6年度かすみがうら市水道事業会計給与明細書

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職(人)	一般職(人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	0	5	68	23,252	0	14,359	37,679	6,964	44,643
	資本勘定支弁職員	0	2	0	8,056	0	5,543	13,599	2,650	16,249
	合 計	0	7	68	31,308	0	19,902	51,278	9,614	60,892
補 正 前	損益勘定支弁職員	0	5	68	23,057	0	14,359	37,484	6,964	44,448
	資本勘定支弁職員	0	2	0	7,942	0	5,497	13,439	2,650	16,089
	合 計	0	7	68	30,999	0	19,856	50,923	9,614	60,537
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	195	0	0	195	0	195
	資本勘定支弁職員	0	0	0	114	0	46	160	0	160
	合 計	0	0	0	309	0	46	355	0	355

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補 正 後	1,765	324	240	490	741	0	970	0	0
	補 正 前	1,765	324	240	490	741	0	970	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	期末勤勉手当	退職手当負担金	管理職員 特別勤務手当						合 計
	補 正 後	11,027	4,289	56						19,902
	補 正 前	10,981	4,289	56						19,856
	比 較	46	0	0	0	0	0	0	0	46

議案第 1 0 号

令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第 2 条 予算書第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款	下水道事業費用	1， 3 4 6， 8 5 0 千円	7 7 5 千円	1， 3 4 7， 6 2 5 千円
第 1 項	営業費用	1， 2 3 0， 9 5 5 千円	7 7 5 千円	1， 2 3 1， 7 3 0 千円

(資本的支出)

第3条 予算書第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	870,780千円	42千円	870,822千円
第1項 建設改良費	171,313千円	42千円	171,355千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算書第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 45,436千円

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和6年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計		備 考
1. 下水道事業費用			1,346,850	775	1,347,625		
	1. 営業費用		1,230,955	775	1,231,730		
		4. 農業集落排水 処理施設費	122,077	247	122,324		
		10. 総係費	46,014	528	46,542		

資本的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計		備 考
1. 資本的支出			870,780	42	870,822		
	1. 建設改良費		171,313	42	171,355		
		6. 建設諸費	16,396	42	16,438		

令和6年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算説明書

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 下水道事業費用	1. 営業費用		1,346,850	775	1,347,625			
			1,230,955	775	1,231,730			
		4. 農業集落排水処理施設費	122,077	247	122,324			
						1. 給料	247	職員の給与の改定に伴う増
		10. 総係費	46,014	528	46,542			
						1. 報酬	30	職員の給与の改定に伴う増
						2. 給料	432	職員の給与の改定に伴う増
						6. 法定福利費	66	職員の給与の改定に伴う増

資本的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的 支出			870,780	42	870,822			
	1. 建設改良 費		171,313	42	171,355			
		4. 建設諸費	16,396	42	16,438			
						1. 給料	42	職員の給与の改定に伴う増

令和6年度かすみがうら市下水道事業会計給与明細書

1. 総括

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計
		特別職(人)	一般職(人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	0	4	1,848	13,955	0	8,665	24,468	4,530	28,998
	資本勘定支弁職員	0	2	0	8,342	0	5,467	13,809	2,629	16,438
	合 計	0	6	1,848	22,297	0	14,132	38,277	7,159	45,436
補 正 前	損益勘定支弁職員	0	4	1,818	13,276	0	8,665	23,759	4,464	28,223
	資本勘定支弁職員	0	2	0	8,300	0	5,467	13,767	2,629	16,396
	合 計	0	6	1,818	21,576	0	14,132	37,526	7,093	44,619
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	30	679	0	0	709	66	775
	資本勘定支弁職員	0	0	0	42	0	0	42	0	42
	合 計	0	0	30	721	0	0	751	66	817

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補 正 後	422	438	360	648	443	0	700	0	0
	補 正 前	422	438	360	648	443	0	700	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	期末勤勉手当	退職手当負担金							合 計
	補 正 後	8,301	2,820							14,132
	補 正 前	8,301	2,820							14,132
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後																																
(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td><u>380,000 円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>427,000 円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>477,000 円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>539,000 円</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>615,000 円</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>718,000 円</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>839,000 円</u></td></tr></table>	号給	給料月額	1	<u>380,000 円</u>	2	<u>427,000 円</u>	3	<u>477,000 円</u>	4	<u>539,000 円</u>	5	<u>615,000 円</u>	6	<u>718,000 円</u>	7	<u>839,000 円</u>	(給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td><u>392,000 円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>440,000 円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>492,000 円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>555,000 円</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>634,000 円</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>740,000 円</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>864,000 円</u></td></tr></table>	号給	給料月額	1	<u>392,000 円</u>	2	<u>440,000 円</u>	3	<u>492,000 円</u>	4	<u>555,000 円</u>	5	<u>634,000 円</u>	6	<u>740,000 円</u>	7	<u>864,000 円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>380,000 円</u>																																
2	<u>427,000 円</u>																																
3	<u>477,000 円</u>																																
4	<u>539,000 円</u>																																
5	<u>615,000 円</u>																																
6	<u>718,000 円</u>																																
7	<u>839,000 円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>392,000 円</u>																																
2	<u>440,000 円</u>																																
3	<u>492,000 円</u>																																
4	<u>555,000 円</u>																																
5	<u>634,000 円</u>																																
6	<u>740,000 円</u>																																
7	<u>864,000 円</u>																																
2 (略)	2 (略)																																
(給与条例の適用除外) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。	(給与条例の適用除外) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と</u>する。																																

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(給与条例の適用除外) 第8条 かすみがうら市職員の給与に関する条例(平成 17 年かすみがうら市条例第 46 号。以下「給与条例」という。)第 5 条、第 6 条、第 9 条から第 12 条の 3 まで及び第 21 条の規定は、特定任期付職員には適用しない。	(給与条例の適用除外) 第8条 かすみがうら市職員の給与に関する条例(平成 17 年かすみがうら市条例第 46 号。以下「給与条例」という。)第 5 条、第 6 条、第 9 条、 第 10 条、第 12 条の 2 及び第 12 条の 3 の規定は、特定任期付職員には適用しない。
2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成 29 年かすみがうら市条例第 15 号)第 7 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「 <u>100 分の 122.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 170</u> 」と、「 <u>100 分の 127.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 175</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成 29 年かすみがうら市条例第 15 号)第 7 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「 <u>100 分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 95</u> 」と、 同条例第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」 とする。

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の170</u> 」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに	(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「 <u>6月に支給する場合</u> には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5 」とあるのは、「 <u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u> 」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でそ

相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	の職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。
---	---

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(給料) 第3条 給料は、かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第36号。以下「勤務時間条例」という。) 第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。) 2 (略)	(給料) 第3条 給料は、かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第36号。以下「勤務時間条例」という。) 第7条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。) 2 (略)
(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」とする。	(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。
(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手	(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手

当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)
---	---

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(扶養手当) 第11条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2)～(6) (略)</u> 3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号</u>までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、<u>同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき10,000円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する	(扶養手当) 第11条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 <u>(1)～(5) (略)</u> 3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき13,000円、<u>前項第2号から第5号</u>までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する

日後の最初の4月1日から満22歳に達する日 後の最初の3月31日までの間(以下「<u>特定期 間</u>」という。)にある子がいる場合における 扶養手当の月額、前項の規定にかかわら ず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族 たる子の数を乗じて得た額を同項の規定に よる額に加算した額とする。	日後の最初の4月1日から満22歳に達する日 後の最初の3月31日までの間にある子がい る場合における扶養手当の月額、前項の 規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にあ る当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額 を同項の規定による額に加算した額とす る。 5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の 数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手 当の支給に関し必要な事項は、規則で定め る。</u>
第12条 <u>新たに職員となった者に扶養親族が ある場合又は職員に次の各号のいずれかに 掲げる事実が生じた場合においては、その 職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出 なければならない。</u> (1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備す るに至った者がある場合</u> (2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至った 者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2 項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族 が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日 の経過により、扶養親族としての要件を欠 くに至った場合を除く。)</u> 2 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となった者 に扶養親族がある場合においては、その者 が職員となった日、職員に扶養親族で前項 の規定による届出に係るものがない場合に おいてその職員に同項第1号に掲げる事実 が生じたときは、その事実が生じた日の属 する月の翌月(これらの日が月の初日であ るときは、その日の属する月)から開始し、 扶養手当を受けている職員が離職し、又は 死亡した場合においては、それぞれその者 が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受</u>	第12条 <u>削除</u>

<u>けている職員の扶養親族で、前項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u>	
<u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u>	
<u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u>	
<u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</u>	
<u>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u>	
(通勤手当) 第12条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤（職員が勤務のためその者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下	(通勤手当) 第12条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤（職員が勤務のためその者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下

この条において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下<u>この項から第3項まで</u>において「交通機関等」という。) (2)及び(3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)). <u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)</u>が55,000円を超えるときは、<u>支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u> (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額<u>(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u>、第1号	この条において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下<u>この条</u>において「交通機関等」という。) (2)及び(3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)) (2) (略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
---	--

に定める額又は前号に定める額 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下第1号において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下第1号、<u>次項及び第5項</u>において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。))が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円	(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。))

<u>を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額)</u>	
(2) (略)	(2) (略)
4 前項の規定は、<u>国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)</u>その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。	4 前項の規定は、<u>新たに</u>給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
	5 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額とする。</u>
<u>5～8</u> (略)	<u>6～9</u> (略)
(単身赴任手当)	(単身赴任手当)

第12条の5 (略) 2 (略) 3 <u>国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員<u>(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	第12条の5 (略) 2 (略) 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
(管理職員特別勤務手当) 第18条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から</u>午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	(管理職員特別勤務手当) 第18条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の</u>午前5時までの間<u>(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項の規定する場合 勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。<u>ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。</u> (2) (略) 4 (略)	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。 (1) 第1項の規定する場合 勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。 (2) (略) 4 (略)
(特定の職員についての適用除外) 第19条 (略) 2 第6条第2項から第9項まで、第11条、<u>第12条及び第12条の3</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員<u>及び任期付短時間勤務職員</u>には適用しない。	(特定の職員についての適用除外) 第19条 (略) 2 第6条第2項から第9項まで、第11条<u>及び第12条の5</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 3 <u>第6条第2項から第9項まで、第11条及び第12条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</u>
(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の</u>	(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。

<u>71.25</u> 』とする。	
4～6 (略)	4～6 (略)
(勤勉手当) 第21条 (略)	(勤勉手当) 第21条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第13条 (略)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第13条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手	2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手

当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3及び4 (略)	当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3及び4 (略)
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第23条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3及び4 (略)	(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第23条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3及び4 (略)

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
	<u>(地域手当)</u> <u>第8条 給与条例第12条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u>
(通勤手当) <u>第8条</u> (略)	(通勤手当) <u>第8条の2</u> (略)
(フルタイム会計年度任用職員の期末手	(フルタイム会計年度任用職員の期末手

当) 第13条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3及び4 (略)	当) 第13条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3及び4 (略)
(パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第17条 (略) 2及び3 (略) 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。	(パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第17条 (略) 2及び3 (略) 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額<u>に、給与条例第12条の2の規定の例により計算して得た額を加算した額</u>とする。
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第23条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗	(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第23条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパ

じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3及び4 (略)	ートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3及び4 (略)
---	--

かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前			改正後		
別表第1(第6条関係)			別表第1(第6条関係)		
施設	休館日	開館時間	施設	休館日	開館時間
健診室及び研修室 音楽室 調理室 軽運動室 多目的室 体育館	(1) 毎月第2火曜日 (この日が休日に当たるときは、当該休日直後の平日とする。以下同じ。) (2) (略)	(1) 及び (2) (略)	健診室及び研修室 音楽室 調理室 軽運動室 多目的室 体育館	(1) 火曜日 (この日が休日に当たるときは、当該休日直後の平日とする。以下同じ。) (2) (略)	(1) 及び (2) (略)
トレーニングルーム シャワールーム及びロッカールーム	(1) 毎月第2火曜日 (2) 12月31日及び1月1日	(1) 平日 午前9時から 午後10時 まで (2) (略)	トレーニングルーム シャワールーム及びロッカールーム	(1) 火曜日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで	(1) 平日 午前9時から 午後9時 まで (2) (略)
備考 (略)			備考 (略)		
			附 則 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>		